

国有林山元入札公告書

入札心得

日 時 令和7年12月11日(木) (13時30分締め切り・即時開札)

入札場所 秋田県森林組合連合会 TEL 018-866-7421
秋田市川元山下町8番28号 FAX 018-866-7111

入札箇所 秋田森林管理署

上記のとおり別紙明細の山元物件の入札の実施をいたします。現説は行いません。
数量・品等は森林管理署検知によるものとし、一切異議は認めません。
現物熟覧の上、入札して下さい。
FAX入札も可です。総額による入札とし、千円単位で入札して下さい。

秋田県森林組合連合会
秋田市川元山下町8番28号
TEL 018-866-7421(代)
FAX 018-866-7111

入札保証金 総入札額の5%以上

売買契約保証金 落札額の5%以上

売買代金納入期日 令和7年12月22日(月)

約束手形支払期日 令和8年2月19日(木)(60日間)(参考)

約束手形金利 年利率 2.700%

落札材搬出期日 代金納入後 60 日以内

送金先 秋田銀行本店 普通 901865
北都銀行本店 普通 304474

本物件は合法性確認木材でかつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された木材です。

1. 入札者は、本会の認めた製材業者・木材業者・一般需要者とする。
2. 入札の方法は、売り払い番号毎に総額によって行う。
3. 入札者は、入札保証金として入札総額の5%以上を現金で入札前に納入しなければならない。なお、本会に10万円以上預け入れした者については、これを免除することができる。
4. 入札及び開札は、本会が指定した時刻及び場所で行う。
5. 入札は、所定の用紙を使用しなければならない。
6. 入札の最高価格をもって落札とし、同札がある場合は抽選によって落札者を決定する。ただし、森林管理署の予定価格に達しない場合は落札しない。
7. 入札の無効
 - (1) 入札書の売払番号が確認できないとき。
 - (2) 入札金額・氏名・名称等が確認できないとき。
 - (3) 入札保証金の納入がないか、または納入金額に不足があるとき。
 - (4) 入札金額に関連して談合その他の不正行為があると認められたとき。
8. 入札は、いったん提出した入札書の引き換え・取消は認めない。
9. 落札者は、落札の日から10日以内に売買代金を納入のうえ落札材を引き取らなければならない。ただし、次の方法によるものとする。
 - イ. 落札者は、現金または銀行支払保証小切手・銀行支払保証付約束手形をもって納入することができる。この際、約束手形の支払期日を原則として60日以内とし、期間内の割引料は手形金額に繰り入れることができる。
 - ロ. 約束手形の期間内割引料の利率は、通常における農林中央金庫貸付金利息等を参考に会長が決定する。
10. 落札者が期日までに売買代金を支払わないときは、その売買金額を解除するか延滞料としてその代金に対し年利率14.6%を申し受ける。ただし、売買契約を解除した場合は納入済の契約保証金額は返還しない。
11. 落札材の搬出期限は、代金納入の日から60日以内とする。
12. 落札者が指定した期日までに落札材を引き取らないときは、代金はもちろんその材は本会に帰属する。ただし、本会がやむを得ない事由があると認めたときはこの限りでない。
13. 落札材の引き渡しの時間は、原則として8時30分から15時30分までとする。(土曜・日曜・祝祭日は行わない。)
14. 落札材の運搬による道路補修は買受人の負担とする。
15. 出荷材は、森林管理署が素材の日本農林規格に基づいて公正に検収したものとする。
16. 入札は、現物確認のうえ行うものと品質・数量・その他落札後の現品について異議申し立ては受け入れない。
17. 入札は、本人または代理人が直接入札場において入札するか、若しくは電信または郵便で入札するものとする。
18. その他この入札の心得にない事項は、すべて本会の定めるところによる。

秋田森林管理署

1

秋田森林管理署

2

秋田森林管理署

3

秋田森林管理署

4

425.477

秋田森林管理署

5

秋田森林管理署

6